

開成町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについて

開成町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

開成町長 山 神 裕

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和 5 年法律第 48 号)により、令和 6 年 12 月 2 日から国民健康保険被保険者証が廃止されることに伴い、開成町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

開成町条例第 号

開成町国民健康保険条例の一部を改正する条例

開成町国民健康保険条例（昭和34年開成町条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第14条 この町は、世帯主が <u>法</u> <u>第9条第1項若しくは第5項</u> の規定による届出をせず、 <u>又は</u> <u>虚偽</u> の届出をした場合 <u>において</u> は、その者に対して100,000円以下の過料を科する。	第14条 この町は、世帯主が <u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）</u> <u>第9条第1項若しくは第9項</u> の規定による届出をせず、 <u>若しくは虚偽</u> の届出をした場合 <u>又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u> において、その者に対して100,000円以下の過料を科する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定により、なお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。